

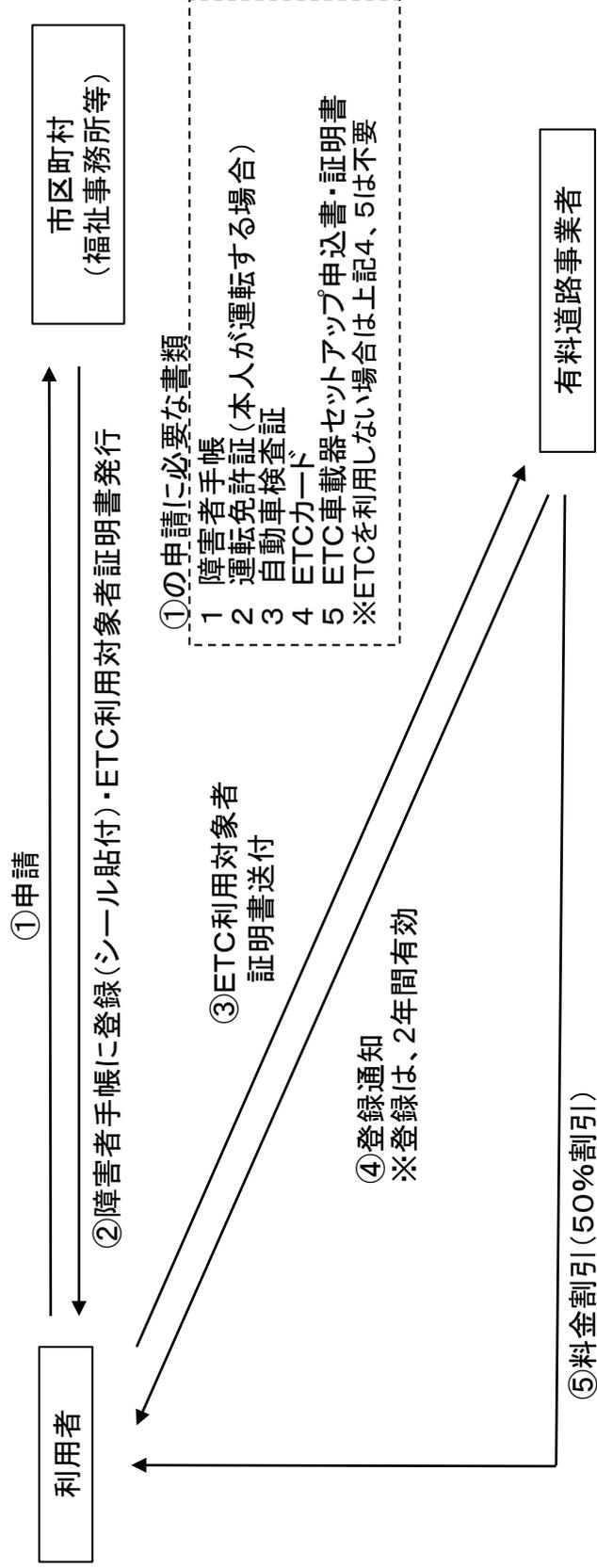
有料道路における障害者割引制度の事務について



現行制度

- 有料道路における障害者割引制度は通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用して障害者の方の社会的自立を支援するため、全国の有料道路事業者等が申合せの上で行っている。
- 当割引制度においては、他の利用者からも広く理解が得られるものとするため、一定の要件を設けるとともに、その登録手続き等は、適正な運用を確保するため、個々の障害者の情報を有する市区町村において行っているところ。

【有料道路における障害者割引申請から利用までの流れ】



※現金車の場合は、①及び②(障害者手帳に登録)の手続きのみ

提案の内容

○有料道路の障害者割引制度の申請に関して、申請者が有料道路会社に必要な資料を添えて郵送等により直接申請することを可能とし、市区町村による証明事務を廃止する等の見直しを行う。
(提案団体：特別区長会、大村市)

○根拠規定

- ・平成15年11月6日付け障発第1106002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者に対する有料道路通行料金の割引措置について」
- ・平成15年7月30日付け「有料道路における障害者割引措置実施要領」(高速道路会社等にて作成)

提案に対する考え方

- 手続きを有料道路事業者が行うことについては、有料道路事業者では障害者の方の個人情報保有していないことから、その申請の適正性の確認を行うことは困難。
- 仮に市区町村等が有料道路事業者に対して、個々の障害者の方の個人情報を提供とした場合、提供された個人情報に適正に管理・運用するための仕組みの構築及び必要な人員の確保及びそれに係る経費など、有料道路事業者に新たな負担が生ずることが懸念されるため、地方公共団体が担っていた事務を有料道路事業者が引継ぐことは困難と考えられる。
- なお、有料道路事業者の拠点は限られていることから、日頃から障害者が障害福祉に関する手続きを実施している市区町村の福祉事務所などで手続きを実施できる方が利用者利便の観点から適切であり、仮に郵送による手続きを可とした場合でも、上記の課題は引き続き存在すると考えられるが、制度の効率的な運用が図れるよう、有料道路事業者等と連携して検討してまいりたい。

郵便局において取扱いが可能な事務の拡大 (戸籍法上の証明請求手続)

1 戸籍謄抄本の交付決定

提案内容

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条において、交付の請求の受付、引渡しが可能とされている各種証明書等について、交付決定事務についても取り扱わせられることを可能とする。

現行制度

戸籍謄本等の交付事務について民間事業者への委託を実施するに当たり、委託することが可能な業務の範囲は、請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡しといった、裁量的な判断を伴わない事実上の行為又は補助的行為に限られ、裁量的な判断が必要となる業務は、市区町村職員が行う必要がある。

なお、戸籍謄本等は市区町村長の名において交付し、証明するものであることから、戸籍謄本等の交付の可否を決定することは、公権力の行使に該当すると解されている。

【参考】

- ・地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号

第1次回答

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍謄本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当し、市区町村長の責任において交付の可否を判断する必要があることから、民間委託にないとは考えられないため、要望に応じることは困難である。

郵便局において取扱いが可能な事務の拡大 (戸籍法上の証明請求手続)

2 戸籍謄抄本の代理請求の受付事務

提案内容

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条において、交付の請求の受付、引渡しが可能とされている各種証明書等について、代理請求の場合の受付事務についても取り扱わせることを可能とする。

現行制度

戸籍謄本等の交付事務について民間事業者への委託を実施するに当たり、委託することが可能な業務の範囲は、請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡しといった、裁量的な判断を伴わない事実上の行為又は補助的行為に限られ、裁量的な判断が必要となる業務は、市区町村職員が行う必要がある。

なお、戸籍謄本等の交付事務について民間委託が行われる場合、委託が許される戸籍謄本等の交付の請求は、「戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る」とされている。

【参考】

- ・地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号

第1次回答

代理請求による証明書交付の受付に当たっては、その請求の任に当たる者であることを明らかにする書面として委任状等の提供を受け、戸籍謄本等の請求をする権限が付与されていることを確認する必要があるが、このようないかなる代理権限を確認することは、裁量的判断が必要となると考えられるため、要望に応じることは困難である。

私人の公金取扱いの制限について

公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されることから、私人に公金を取り扱わせるとして禁止している（自治法第243条）

私人に公金を取り扱わせても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱が期待され、かつ、経済性が確保できるならば、普通地方公共団体が公金を取り扱うよりも私人に取り扱わせた方が適当な場合もあることから、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人の公金の取扱いが認められている（自治法施行令第158条等）

【関係条文】

- 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
（私人の公金取扱いの制限）
第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせるはならない。
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）
（歳入の徴収 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）
又は収納の委託）
第五百八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。
 - 一 使用料
 - 二 手数料
 - 三 賃貸料
 - 四 物品売払代金
 - 五 寄附金
 - 六 貸付金の元利償還金
 - 七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金
- 2 前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収し、又は収納した歳入を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 4 第一項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、会計管理者は、当該委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することができる。

(参考) 私人への徴収又は収納の委託できる歳入とできない歳入の例

委託できる歳入の例		委託できない歳入の例		
根拠法	歳入費目			
		使用料【徴収・収納】	(私人から徴収・収納をする歳入) ・分担金 ・負担金 ・物品以外の財産売払収入 ・過料 等 (その他) ・ 地方交付税交付金 ・ 地方譲与税 ・ 繰越金 等	
		手数料【徴収・収納】		
		賃貸料【徴収・収納】		
	地方自治法施行令	物品売払代金【徴収・収納】		
		寄附金【徴収・収納】		
		貸付金の元利償還金【徴収・収納】		
		地方税【収納】		
	国民健康保険法	国民健康保険の保険料【徴収】		
	児童福祉法	保育所における保育費用【収納】		
地方公営企業法	地方公営企業の利用料金【徴収・収納】			
介護保険法	介護保険の保険料【収納】			
高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療に係る保険料【徴収】			
道路交通法	車両の放置違反金【収納】			

地方分権提案 重点番号040 「日本赤十字社の活動資金を地方公共団体が取扱う際の法的な位置付けの明確化」について

- 日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されている「地区区分」(※₁)においては、災害発生時における連絡調整や救援物資の配布などを行う災害救護、或いは、応急手当等の普及活動や青少年への教育活動に関する業務のほか、日本赤十字社の活動資金の募集・受領(※₂)や、都道府県支部に対する交付金の申請等に係る業務を実施している。

※₁ 市区町村等をその活動範囲として赤十字活動を行う組織。

※₂ 活動資金は、災害時の救護活動、応急手当等の普及活動や青少年への教育活動、活動資金の募集等の活動に要する費用に対し充当されている。

- これらの「地区区分」の業務は、日本赤十字社と地方公共団体の連携の必要性を規定した厚生事務次官通知(昭和27年)等に基づき、地方公共団体の協力を得ながら、地方公共団体自身や市町村社会福祉協議会等により実施されているが、市区町村の職員による、公金外現金である、当該活動資金の取り扱いを可能とする規定は設けられていないところ。

【参考】

日本赤十字社法の施行に関する件(昭和27年9月11日 厚生省発社第63号 厚生事務次官依命通知)

第四 業務に関する事項

- 1 日本赤十字社の業務は、国又は地方公共団体が行う業務と極めて密接な関係を有するので、日本赤十字社との連携を密にし、適正円滑なる業務の運営が行われるように留意すること。

赤十字会員増強運動に対する協力依頼(厚生労働省社会・援護局長通知)

貴職及び貴管内市町村等の広報媒体等を通じて当該運動を広く地域住民の方々にお知らせいただくとともに、日ごろから赤十字運動に従事されている方々のより一層のご協力が得られるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

保育所に関する認可・設備運営基準の策定・指導監査の実施について

◎ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第三十五条（略）

2（略）

3 市町村は厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

5～12（略）

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

2～4（略）

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～4（略）

※地方自治法施行令及び児童福祉法施行令により、指定都市、中核市及び児童相談所設置市に関する事務処理特例と所要の読替え規定を置いている。

重点番号4：指定都市・中核市が設置する保育所の指導監査権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲（厚生労働省）

参照条文

◎ 地方自治法（昭和22年法律第67号）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づき政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二～十三 （略）
- 2 指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

◎ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（児童福祉に関する事務）

- 第七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法…の規定により、都道府県が処理することとされている事務（…指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条の規定による質問等…）に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法…中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。
- 2～6 （略）
 - 7 第一項の場合においては、児童福祉法…第四十五条第一項から第三項まで並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」…とする。
 - 8 指定都市がその事務を処理するに当たつては、地方自治法第二百五十二条の規定により、児童福祉法…第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事との質問等に関する規定…は、これを適用しない。

生活保護の指定医療機関の告示対象以外の指定変更届の省略について

生活保護の指定医療機関

- 指定対象：病院、診療所、薬局
- 指定権者：都道府県知事、指定都市・中核市長
- ※ 国の設置する病院等については厚生労働大臣が指定する。

○ 申請時の届出事項：

- ① 病院等の名称、所在地
- ② 開設者の氏名、生年月日、住所、職名か名称
- ③ 管理者の氏名、生年月日、住所
- ④ 保険医療機関等である旨の証明書
- ⑤ 誓約書
- ⑥ その他必要な事項

変更時の届出事項

- ① 病院等の名称、所在地
- ② 開設者の氏名、**生年月日、住所、職名か名称**
- ③ 管理者の氏名、**生年月日、住所**
- ④ 保険医療機関等である旨の証明書
- ⑤ **その他必要な事項**

開設者、管理者の
特定のために必要

※ 今回の要望は水色塗り部分の省略

(参考) 保険医療機関の届出事項について

保険医療機関や保険薬局の管理者、管理薬剤師、保険医若しくは保険薬剤師又は開設者に異動があったとき等に、速やかにその旨及びその年月日を指定に関する管轄地方厚生局長等に届けなければならぬ。

指定の取消となるケースの例

以下の場合については、指定医療機関の指定を取り消すことができる。

- ・ 管理者が5年以内に被保護者の医療に関し不正、著しく不当な行為を行った場合
- ・ 開設者が都道府県の検査を拒み、虚偽の応答をした場合など



指定権者が地方厚生局からの情報提供を受けると、開設者、管理者が特定されるような情報共有の仕組みが必要。また、その他必要な事項として求めている事項の実態の調査が必要。

対応方針（1次回答）

○ 本提案において省略を求められている項目には、都道府県知事の行う指定取消事務に必要な情報も含まれていることから、指定取消の事務に支障が生じないよう届出事項の整理をした上で、都道府県の事務負担の軽減となるような地方厚生局と都道府県との情報共有の在り方を検討してまいりたい。

(参照条文)

○生活保護法

(医療機関の指定)

第四十九条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

(指定の申請及び基準)

第四十九条の二 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。

- 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
- 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに限る場合を除く。
- 五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

(参照条文)

- 六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 七 第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
 - 八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行爲をした者であるとき。
 - 九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
 - 3 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。
 - 一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。
 - 二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適當と認められるものであるとき。
 - 4 前三項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第一項中「診療所」とあるのは「診療所(前条の政令で定めるものを含む。次項及び第三項において同じ。)」と、第二項第一号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。
- (指定医療機関の義務)
- 第五十条 第四十九条の規定により指定を受けた医療機関(以下「指定医療機関」という。)は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧な被保護者の医療を担当しなければならない。
 - 2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(参照条文)

(変更の届出等)

第五十条の二 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第五十一条 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定医療機関が、第四十九条の二三項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(参照条文)

(報告等)

第五十四条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に關して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 (略)

(参照条文)

○生活保護法施行規則

(指定医療機関の指定の申請)

第十条 (略)

2 法第四十九条の二第四項において準用する同条第一項の規定に基づき指定医療機関の指定を受けようとする病院若しくは診療所(生活保護法施行令(昭和二十五年政令第百四十八号)第四条各号に掲げるものを含む。第一号及び次項を除き、以下この条において同じ。)又は薬局の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該病院若しくは診療所又は医療所又は薬局の所在地(指定訪問看護事業者等(健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八十一条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。))若しくは同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。))をいう。以下同じ。)にあつては、当該申請に係る訪問看護ステーション等(指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業(以下「指定訪問看護事業」という。))又は当該指定に係る居宅サービス事業(以下「指定居宅サービス事業」という。))若しくは当該指定に係る介護予防サービス事業(以下「指定介護予防サービス事業」という。))を行う事業所をいう。以下同(じ。))の所在地。第四項及び第十一条において同じ。)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 病院若しくは診療所又は薬局にあつては、その名称及び所在地

二 指定訪問看護事業者等にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地

三 病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称

四 病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名、生年月日及び住所

五 病院又は診療所にあつては保険医療機関である旨、薬局にあつては保険薬局である旨、指定訪問看護事業者等にあつては指定訪問看護事業者等である旨

六 誓約書

七 その他必要な事項

3・4 (略)

(参照条文)

(法第四十九条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの)

第十条の二 法第四十九条の二第二項第四号(同条第四項(法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。)、第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。))に規定する厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十四条第一項(第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。))その他の規定による報告等の権限を適切に行使用し、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に関して当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

(指定の告示)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三(同条第一号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地
- 四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地)

(参照条文)

(変更等の届出)

第十四条 法第五十条の二(法第五十四条の二第四項及び第五項並びに第五十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は第十條第一項各号(第四号を除く。)又は薬局に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(生活保護法施行令第四條各号に掲げるものを含む。)又は薬局にあつては同條第二項各号(第六号を除く。)に掲げる事項とし、法第五十四條の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第十條の六第一項各号(第四号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同條第二項各号(第六号を除く。)に掲げる事項とし、法第五十五條第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十條の八第一項第一号及び第三号に掲げる事項(次項において「届出事項」という。)とする。

2 法第五十条の二の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

- 一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日
 - 二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日
- 3 (略)

(変更等の告示)

第十四条の二 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第五十五条の三(第二号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第十二條第二号から第四号までに掲げる事項とする。

(参照条文)

○保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令

(指定の申請)

第三条 法第六十五条第一項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局の開設者は、様式第一号による指定申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、これを指定に関する管轄地方厚生局長等に提出しなければならない。ただし、法第六十八条第一項の規定に該当する場合において引き続き保険医療機関又は保険薬局の指定を受けようとするときは、第一号に掲げる書類は、添付することを要しない。

- 一 病院にあつては使用許可証、診療所にあつては使用許可証又は許可書若しくは届書、国の開設する病院又は診療所にあつては承認書又は通知書、薬局にあつては許可証のそれぞれの写し
- 二 病院又は診療所にあつては保険医(管理者を除く。)、薬局にあつては保険薬剤師(管理薬剤師を除く。)の氏名及び保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号並びに担当診療科名を記載した書類
- 三 前号に掲げる者以外の医師、歯科医師及び薬剤師のそれぞれの数を記載した書類
- 四 病院又は療養病床を有する診療所にあつては、看護師、准看護師及び看護補助者のそれぞれの数を記載した書類

2 前項の規定による指定申請書及び書類の提出は、当該病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局(以下「地方厚生局等」という。)の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

(保険医療機関及び保険薬局に関する届出)

第八条 保険医療機関又は保険薬局の開設者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨及びその年月日を指定に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。

- 一 管理者、管理薬剤師、保険医又は保険薬剤師に異動があつたとき。
- 二 法第八十条第七号から第九号までの規定に該当するに至つたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、第三条第一項に規定する申請書に記載した事項(指定に係る病床種別ごとの病床数等を除く。)又は同条第二号に規定する書類に記載した事項に変更があつたとき。
- 2 保険医療機関又は保険薬局の開設者に異動があつたときは、旧開設者は、速やかに、その旨及びその年月日を指定に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。
- 3 前二項の規定による届出は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局等の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。